広報テーマ(1月号) (広報課)

文化財を火災などから守ろう

1月26日は 文化財防火デー

育てよう 歴史を守る 防火の心

「文化財防火デー」は昭和30年に定められ、令和5年で69回目を迎えます。

≪「文化財防火デー」について≫

1 世界最古の木造建築物、奈良県法隆寺の火災

昭和24年1月26日の早朝、昭和の大修理(昭和9年から昭和60年)中であった奈良県法隆寺の金堂で発生した火災により、白鳳時代(7世紀末から8世紀初期)に描かれた国宝の十二面壁画が焼損し、社会的に大きな衝撃を与えました。

また、同年2月には愛媛県の松山城の筒井門など 3棟が、6月には北海道の松前城の天守など2棟が 焼損しました。

2 文化財保護法の制定

昭和24年に続いた文化財の火災によって、「先人 たちが残した文化財を火災から守ろう」という世論 が高まり、昭和25年に文化財保護法が制定されま した。



▲ 第69回文化財防火デーポスター (明治神宮外苑 聖徳記念絵画館)

昭和30年から1月26日を「<mark>文化財防火デー</mark>」とし、文化財の防火設備の点検と整備を行うとともに、消防演習などを実施して文化財を火災から守る運動を展開することとなりました。

3 1月26日は「文化財防火デー」

日本の文化財は、木や紙などの可燃物で造られているものが多く、一度火災になる と、大きな被害を受ける危険性が高くなっています。

2019年には、ユネスコの世界文化遺産に登録されているフランスのノートルダム大聖堂及び沖縄県那覇市の首里城跡において大規模な火災が発生し、社会的な注目を集めました。東京消防庁では、1月26日を中心に文化財を火災や地震などから守るための自衛消防訓練の実施などを呼びかけ、将来に継承すべき貴重な財産である文化財の火災予防を推進しています。